

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月2日

【会社名】 日本電計株式会社

【英訳名】 NIHON DENKEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 丹峰

【本店の所在の場所】 東京都台東区上野5丁目14番12号

【電話番号】 03 - 5816 - 3551 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 佐藤 信介

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野5丁目14番12号
(注) 2019年9月17日から最寄りの連絡場所は、
東京都千代田区外神田3丁目5番12号 聖公会神田ビル
から上記に移転しております。

【電話番号】 03 - 5816 - 3551 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務 佐藤 信介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年6月26日開催の第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
普通株式1株につき金30円 総額235,408,230円

効力発生日

2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

柳丹峰、佐藤信介、森田幸哉、和田史宣、梶原琢也、菊田嘉、高橋浩次、小池静生、佐久間涼

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役元橋好雄氏は辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

松本善夫

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

元橋好雄氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

元橋好雄

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	54,892	183	0	(注) 1	可決 99.67
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件					
柳 丹峰	54,821	254	0		可決 99.54
佐藤 信介	54,863	212	0		可決 99.62
森田 幸哉	54,866	209	0		可決 99.62
和田 史宣	54,866	209	0	(注) 2	可決 99.62
梶原 琢也	54,866	209	0		可決 99.62
菊田 嘉	54,866	209	0		可決 99.62
高橋 浩次	54,866	209	0		可決 99.62
小池 静生	53,791	1,284	0		可決 97.67
佐久間 涼	53,745	1,330	0		可決 97.59
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 2	
松本 善夫	54,815	260	0		可決 99.53
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注) 2	
元橋 好雄	54,821	254	0		可決 99.54

上記の賛成数、反対数及び棄権数の意志の表示に係る議決権の数には、本総会前日までの事前行使数及び当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数であります。

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。